

使用許可申請の受付方法について

利用者サービス向上を図るため、窓口申請以外の方法による申請（メール・FAX 又は郵送）についても下記により受け付けることとしましたのでお知らせします。

ただし、目的外使用の場合の使用許可申請は、許可の際、使用料を徴収する必要があるため（条例第 7 条第 1 項）、窓口申請のみの受け付けとなります。

記

■使用許可申請の受付方法

1. 窓口申請

休館日を除く受理時刻で受け付けます。

平	日：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
土・日・祝	午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

2. メール・FAX 又は郵送による申請

休館日及び土日祝日を除く開館日の午後 5 時 00 分までに到着したものについて、翌日（休館日及び土日祝日を除く）の午前 10 時で受け付けます。（複数ある場合は先着順）

【注意事項】

- 休館日及び土日祝日到着分並びに開館日の午後 5 時 00 分以降到着分については、翌日（休館日及び土日祝日を除く）到着の扱いとなります。

【例】土曜日到着 → 月曜日（祝日でないこと）到着扱い → 火曜日午前 10 時で受け付け

- 使用（利用）希望日の 3 か月前よりも前に到着したものは無効です。
- 先着順となりますので、使用許可できない場合があります。
- 施設を初めてご利用になる場合は、目的内外の確認が必要なため、メール・FAX 等による当該申請はできません。
- 郵送の場合は返信用の封筒と切手を同封してください。

詳しくは広島市西区地域福祉センター（電話 082-294-0104）までお問い合わせください。